**様式第一**（第２条第１項関係）

供給確保計画の認定申請書

年　　月　　日

　　経済産業大臣　名　　殿

 住　　　　所

　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、代表申請者を明確にした上で、申請者ごとに欄を追加して記載。

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

　　この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資

 　特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①

　　　　　特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

（注）３以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料　等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

３　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状

　（１）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について（注１～３）

|  |
| --- |
| 特定重要物資等の品目名：　（例）車載用リチウムイオン電池、定置用蓄電池※蓄電池の製造を行う場合は、用途（車載用・定置用）が分かるように記載ください。 |
| 1. 生産量（注４）
 |  | 単位/年 |
| ①－１国内生産量 |  | /年 |
| ①－２国外生産量 |  | /年 |
| ②主要な原材料等の調達量（注５～８） |  | /年 |
| ②－１原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－１原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－１原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－２原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ②－２原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| 　②－２原材料名（調達先国・地域） |  | /年 |
| ③最終販売量（注４） |  | /年 |
| ③－１国内販売（供給）量 |  | /年 |
| ③－２国外販売（供給）量 |  | /年 |

1. ２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
2. 取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
3. ①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、ｔ　等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
4. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
5. 必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
6. 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
7. 原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
8. 記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

　（２）上記（１）で記載した調達先・販売（供給）先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

|  |
| --- |
| （例）国内販売（供給）量生産量輸入量Ａ国当社（〇〇工場）国外販売（供給）量Ｂ国輸入量 |

　（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（１）及び（２）を記載。

４　取組の内容及び目標

　（１）取組の背景

|  |
| --- |
| （例）　〇〇（取組の対象となる品目）は、〇〇や〇〇（使用される場面）において使用される物資だが、〇〇（取組の対象となる品目）の〇年の市場規模は〇円、〇等の需要増加に応じて、〇年には〇円まで拡大する見込み。当該物資の供給が途絶した場合、その用途上の理由から、〇〇（当該物資の使用等によって行う措置等）を行うことが困難となり、国民生活に甚大な影響を生じさせる蓋然性がある。しかしながら、当該物資はその供給の〇〇％以上を輸入に依存し、かつ、輸入割合のシェアは特定国の寡占状態に陥っており、供給途絶によるリスクが顕在化している。短期的な供給途絶時においても、当該物資の安定供給確保を図るためには、国内における生産量の増加を図る必要があり、そのため、当該物資の生産に必要な設備を導入し、当該物資について、平時及び短期的な供給途絶時に必要な生産量を確保する必要がある。 |

　（注）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度や代替供給確保の可能性等）や取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の現在の市場構造、今後の市場の見通し及び世界情勢（国内外におけるシェアの割合や、競合他社の状況等、当該特定重要物資等に係る自社を取り巻く競争環境やその中での自社の立ち位置等）を定量的に示すとともに、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性とその効果について記載すること。

（２）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：（例）　〇〇（品目名）の国内における生産・供給量を増加させるため、〇〇工場において〇〇（品目名）の生産に必要な新たな設備を導入することで、自社における年間当たりの生産（供給）能力を○GWh/年向上させ、合計で〇GWh/年の生産（供給）能力を確保する。安定供給確保取組方針において定める〇〇（品目名）の国内における年間の需要は〇GWh/年であり、その○％を自社で確保することで、〇〇（品目名）の安定供給確保に資する。**＜蓄電池セル又は蓄電池部素材の製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**サプライチェーン途絶リスクへの対処方針（供給途絶への対応等）：（ａ）　今回の投資で生産対象とする物資と同じ物資を生産する国内外拠点拠点名（施設名）①：所在地①：※申請者が既に生産活動を行っている場合、その拠点を記載ください。なお、共同申請の場合は、申請者それぞれについて記載し、それぞれの実施者が分かるように記載ください。（ｂ）　主要な原材料等の調達方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原材料名※原材料の主な化学組成等も記載ください（正極活物質（Ni, Mn, Co）等） | 特定国依存 | 調達先切替えの困難度 | 想定サプライチェーン |
| 取組実施の前事業年度（20XX年度） | 供給開始時（20XX年度） |
| ○○ | 低 | 低 | ●●社（Ａ国、●％） | ●●社（Ａ国、●％）、●●社（日本・○○県、●％） |
| ○○ | 高 | 低 | ●●社（Ｂ国、●％）、●●社（Ｃ国、●％）、●●社（Ｄ国、●％） | ●●社（日本・○○県、●％）、●●社（Ｂ国、●％） |

○「調達先切り替えの困難度」が「高」である理由：※「３　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状」の「（１）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について」に記載した主要な原材料等について、調達の現状（取組実施の前事業年度の実績）と、補助設備での供給開始時における調達先を記載ください。調達先については、社名と、その生産地（国名又は国内であれば都道府県名）まで記載ください。また、それぞれの調達割合についても記載ください。※「調達先切り替えの困難度」が「高」とした場合は、その理由を記載ください。（ｃ）　サプライチェーンの途絶リスク分析と対応策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 途絶リスクが懸念される原材料 | 途絶要因 | 途絶リスクへの取組 | 取組時期 |
| ○○  | 【短期】～～【中長期】～～ | 【短期】～～【中長期】～～ | 対応済み●●年検討開始 |
| ○○  | 【短期】～～【中長期】～～ |  対策が困難（要因）～～ | － |

※「途絶要因」は、短期・中長期において想定される要因（例えば、災害、カントリーリスク、貿易制限的措置、需給バランスの崩れによる供給逼迫、感染症など）を記載ください。※「途絶リスクへの取組」は、短期的及び中長期的に検討・取り組む内容を記載ください。具体的には、短期的な取組としては、操業開始前後までに実施できるような対策（在庫確保、代替材料のリストアップ・評価等）、中長期的な取組としては、数年以上を要するような検討・取組（代替となる材料開発、供給多元化、材料等に関する長期供給契約締結、原材料への投資、リサイクル材の利用等）を記載ください。検討中・実施中の取組を広く記載ください。　取組が困難なリスクについては、その旨及びその要因を記載ください。※「取組時期」は、対応済み／（開始時期が決定している場合は）開始時期／（開始時期が未定の場合は）検討開始時期を記載ください。（ｄ）　サプライチェーン途絶リスクに対するマネジメントの基本方針※社内方針の整備状況とその内容、継続的な検討体制や仕組みの構築状況等について記載ください。※「（ｃ）サプライチェーンの途絶リスク分析と対応策」における回答内容について補足があれば記載ください。※BCPを策定しており、その中でサプライチェーン途絶リスクに関する対応を記載している場合は、関連部分を記載ください。 |

（注１）安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の定量的な目標（設備投資の場合にはGWh/年、技術開発の場合には競合企業と比べて競争力の優位性を示すための他の適切な数値）を記載すること。

（注２）取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等の変更が見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

（注３）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

　（３）取組の内容及び目標数値

　実施予定の取組種類を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 取組種類 |  |
| １． | 生産基盤の整備 |
| ２． | 供給源の多様化 |
| ３． | 備蓄 |
| ４． | 生産技術の導入・開発・改良 |
| ５． | 使用の合理化 |
| ６． | 代替となる物資の開発 |
| ７． | その他 |

（注）「４．生産技術の導入・開発・改良」には、特定重要物資等の性能等の向上に関する開発も含む。

|  |
| --- |
| 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：（例）車載用リチウムイオン電池 |
| 取組番号 | 取組種類 | 目標数値（例：１．及び４．の取組を実施することにより達成しようとする生産（供給）能力及びその増加率） | 目標数値を達成するまでの具体的な取組内容 |
| ① | １ | （例）事業終了年度である20XX年度において、〇〇工場（新たに整備した工場）における〇〇（対象となる品目名）の生産（供給）能力を、事業開始年度の生産能力●●GWh/年から、●●GWh/年に向上させる。また、事業実施期間中の20XX年度においては、〇〇工場（新たに整備した工場）における〇〇（対象となる品目名）の年間当たりの生産量を〇〇（GWh）確保することを目指す。 | （例）〇〇（対象となる品目名）について、自国内でのサプライチェーンを確立していく必要があることから、20XX年〇月、～～～な〇〇（立地場所）に新たな〇〇（品目名）の生産施設を整備する。これにより、国内における新たな供給源を確保することができる。〇〇工場における生産は20XX年〇月開始を予定し、１ライン当たりの生産能力○（GWh/年）のラインを○ライン導入することで、年間あたりの生産能力を〇〇（GWh）確保する。20XX年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業開始年度の生産量●●GWh/年から、事業終了年度には、国内での生産量が●●GWh/年にまで増加する見込みである。 |
| ② | ４ | （例）20XX年までに○○についての技術開発を行い、事業終了年度である20XX年度において、〇〇工場（新たに整備した工場）における○○（工場内の設備）に導入し、〇〇（対象となる品目名）の生産性を、事業開始年度と比して〇％向上させる。 | （例）〇〇（対象となる品目名）について、自国内でのサプライチェーンを確立していく必要があり、20XX年〇月、～～～な〇〇（立地場所）に新たな〇〇（品目名）の生産施設の整備に向けて、～～～という技術開発を○○（時期）までに実施する。当該技術開発に当たっては、～～～という課題があり、これを踏まえ、～～～という技術開発目標に向けて、～～～（技術開発の実施方法・内容）に取り組んでいく。 |

1. 複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組種類欄に複数の取組種類を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組種類に該当するものか分かるように記載すること。
2. １つの取組により２以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。
3. 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。
4. 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。
5. 当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知する。

（４）目標数値設定の根拠（数値算出の計算式や考え方、それに用いた根拠となる数値やファクトを、当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載）

|  |
| --- |
| （目標数値設定の根拠）特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①： |

（注１）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

（注２）当該目標値を達成すれば、なぜ当該重要物資の安定供給が確保されるのか、その理由・根拠を定量的に示すこと。あわせて、当該目標を達成できると考えられる理由・根拠（技術的な能力、供給先の確保等）についても記載すること。

５　計画の実施内容

1. 計画の実施概要

|  |
| --- |
| ※１～３行程度で簡潔に記載 |

（注）本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

（計画全体のスケジュール）

|  |  |
| --- | --- |
|  　　年度※事業開始年度 | （例）〇月、〇〇工場への研究開発開始〇月、〇〇工場への設備投資開始 |
| 年度 | 〇月、〇〇工場への設備導入完了〇月、〇〇工場への研究開発終了〇月、〇〇工場への研究開発の成果の実装〇月、導入設備での生産開始 |
| 年度 | 〇月、〇〇工場における〇〇（品目名）の生産能力●●GWh/年の増加達成 |
|  　　年度※事業終了年度 | 〇月、事業開始年度と比して、自社における〇〇（品目名）の生産量を●●GWh/年から●●GWh/年まで増加達成 |

（２）支援措置の対象とする取組の実施時期

|  |  |
| --- | --- |
| 実施予定の取組番号：　　　　　 |  |
| 取組の内容 | 着手（注２） | 設備設置、技術開発等に要する期間 | 供給開始 | 継続生産期間 |
| （例）生産基盤の整備（上記４．（３）で選択したもの） | 　　年　　月 | 年　月～　年　月（少なくとも○ヶ月間） | 　　年　　月 | 年以上 |
|  | 　　年　　月 | 年　月～　年　月（少なくとも○ヶ月間） | 　　年　　月 |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）複数の異なる取組種類の取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

（注２）着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

（３）取組において支援措置の対象とする内容

実施予定の取組番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象とする内容 | （３）－１　概要（例）・〇〇（立地場所）への新たな〇〇（品目名）の生産施設の整備。住所：土地の所有者・取得状況：敷地面積：～～㎡、建築面積：～～㎡総従業員数（うち技術者数）：～人主要製品：生産能力（想定する稼働率）：必要金額：～百万円製品納入先：安定供給確保への効果：年間当たりの生産能力を〇〇（単位）確保する。20XX年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が●●GWh/年から●●GWh/年まで増加する見込み。・〇〇（立地場所）の工場への〇〇（品目名）生産設備の導入。工場所在地：導入設備の種類・性能・用途：別紙５参照必要金額（合計額）：～百万円安定供給確保への効果：〇〇工場における生産能力を〇〇％増加し、年間当たりの生産能力を〇〇（単位）確保する。20XX年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が●●GWh/年から●●GWh/年まで増加する見込み。※「導入設備の種類・性能・用途」は別紙５（設備リスト）として提出ください。※リサイクル材を生産する場合、車載用若しくは定置用の廃リチウムイオン電池又はその処理物や工程端材等の処理が可能な設備であることが必要。※認定から、NEDOからの助成金交付決定までの間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記してください。・〇〇（立地場所）への○○（生産技術）の導入・開発・改良住所（技術開発の実施場所）：土地の所有者・取得状況：導入設備の種類・性能・用途：別紙５参照必要金額（合計額）：～百万円安定供給確保への効果：○○技術を実装することにより生産効率が○○％向上し、国内の供給量が●●GWh/年から●●GWh/年まで増加する見込み。（３）－２　設備投資の内容（３）－２ａ　投資規模・投資する設備の生産能力（蓄電池相当）：　●●ＧＷｈ／年（　●●単位／年）・廃電池（パック）換算での処理量：　●●トン／年※申請するものに該当する部分を記載ください。※蓄電池部素材･蓄電池製造装置を製造する場合には、蓄電池相当で換算した場合の生産能力（ＧＷｈ／年）に加えて、従来の単位（例：台、式、ｔ　等）を用いた場合の年間生産能力についても併記すること。**＜蓄電池部素材の製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－２ｂ　蓄電池以外の製品の部素材が生産可能な設備か☐はい　　☐いいえ【「はい」の場合、以下について記入ください】・生産可能な部素材の名称及び蓄電池以外の用途・蓄電池以外の部素材も生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由・年間のうち蓄電池部素材の生産に設備を供する時間の割合の見込み**＜蓄電池製造装置の製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－２ｃ　蓄電池以外の製品を製造する装置が生産可能な設備か☐はい　　☐いいえ【「はい」の場合、以下について記入ください】・生産可能な製品の名称及び蓄電池以外の用途・蓄電池以外の製品も生産可能な製造装置の設備投資が必要であることの合理的な理由・年間のうち蓄電池製造装置の生産に設備を供する時間の割合の見込み**＜リサイクル材の製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－２ｄ　蓄電池材料として再利用可能な品質のリサイクル材（メタル）の生成が可能な設備か☐はい　　☐いいえ**＜蓄電池セル製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－３　生産する品目の概要（３）－３ａ　生産する蓄電池セルの形状・性能等について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外装形状 | 体積エネルギー密度 | 正極ニッケル比率 | 外装缶の外寸 |
| 角型の缶 | Wh/L | ％ |  |
| パウチ | Wh/L | ％ |  |
| 円筒形の缶 | Wh/L |  | 直径　　mm×高さ　　mm |

※申請するものに記入ください。※既に一般的に広く流通している類似の蓄電池と比較して、エネルギー密度、充放電特性、安全性、寿命等のいずれかの性能において、最先端である場合には、その内容を以下に記載ください。【蓄電池の内部構造や使用する部素材が従来のものとは大きく異なるセル製造を実施する場合は、以下について記入ください】（３）－３ｂ　従来の蓄電池との内部構造や使用する部素材の違い及び要件該当性・従来の蓄電池との内部構造や使用する部素材の違い※従来製品との違いについて記載ください。その際、蓄電池に係る取組方針の第３章第２節（１）①のⅰ～ⅲの要件に該当するか否か、また該当する場合にその根拠についての説明を記載ください。説明資料を別にご用意いただき添付書類として提出いただく形でも構いません。ⅰ 現在生産が行われている製品と比較して、性能やコスト競争力の向上や、特定国等に依存する鉱物の使用量の低減化等を実現するものであることⅱ 車載用又は定置用蓄電池として利用することが期待できるものであることⅲ その製造技術が供給確保計画の認定を受けようとする者に固有の技術であると認められるものであること・当該蓄電池の取引に関する見込み※取組方針の第３章第２節（１）①ⅳの要件に該当するか否か、また該当する場合にはその根拠についての説明を記載ください。加えて、取引に関する見込みが得られていることを確認できる証憑等を添付書類として提出ください。ⅳ 当該蓄電池の供給について、供給先企業と契約が締結されている等の、取引に関する見込みが得られていることを確認できること**＜蓄電池部素材製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－３　生産する品目の概要（３）－３ａ　生産する部素材の名称及び先端性要件を満たす蓄電池に使用されることについての説明【蓄電池の内部構造や使用する部素材が従来のものとは大きく異なるセル製造に使用される部素材の製造を実施する場合は、以下について記入ください】（３）－３ｂ　要件該当性・使用される蓄電池の、従来の蓄電池との内部構造や使用する部素材の違い※使用される蓄電池の、従来製品との違いについて記載ください。その際、製造される蓄電池が、蓄電池に係る取組方針の第３章第２節（１）①のⅰ～ⅲの要件に該当するか否か、また該当する場合にその根拠についての説明を併せて記載ください。説明資料を別にご用意いただき添付書類として提出いただく形でも構いません。ⅰ 現在生産が行われている製品と比較して、性能やコスト競争力の向上や、特定国等に依存する鉱物の使用量の低減化等を実現するものであることⅱ 車載用又は定置用蓄電池として利用することが期待できるものであることⅲ その製造技術が供給確保計画の認定を受けようとする者に固有の技術であると認められるものであること・当該蓄電池部素材の取引に関する見込み※当該蓄電池部素材の供給について、供給先企業と契約が締結されている等の、取引に関する見込みが得られているか否か、また見込みが得られている場合にはその根拠についての説明を記載ください。加えて、見込みが得られていることを確認できる証憑等を添付書類として提出ください。**＜蓄電池製造装置製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－３　生産する品目の概要（３）－３ａ　生産する製造装置の名称及び先端性要件を満たす蓄電池の製造に使用されることについての説明【蓄電池の内部構造や使用する部素材が従来のものとは大きく異なるセル製造に使用される製造装置の製造を実施する場合は、以下について記入ください】（３）－３ｂ　要件該当性・製造される蓄電池の、従来の蓄電池との内部構造や使用する部素材の違い※製造される蓄電池の、従来製品との違いについて記載ください。その際、製造される蓄電池が、蓄電池に係る取組方針の第３章第２節（１）①のⅰ～ⅲの要件に該当するか否か、また該当する場合にその根拠についての説明を併せて記載ください。説明資料を別にご用意いただき添付書類として提出いただく形でも構いません。ⅰ 現在生産が行われている製品と比較して、性能やコスト競争力の向上や、特定国等に依存する鉱物の使用量の低減化等を実現するものであることⅱ 車載用又は定置用蓄電池として利用することが期待できるものであることⅲ その製造技術が供給確保計画の認定を受けようとする者に固有の技術であると認められるものであること・当該蓄電池製造装置の取引に関する見込み※当該蓄電池製造装置の供給について、供給先企業と契約が締結されている等の、取引に関する見込みが得られているか否か、また見込みが得られている場合にはその根拠についての説明を記載ください。加えて、見込みが得られていることを確認できる証憑等を添付書類として提出ください。**＜リサイクル材の製造を実施する場合は、以下について記入ください＞**（３）－３　生産する品目の概要（３）－３ａ　製造されるリサイクル材（メタル）の種類、リサイクル材の品質（純度）（３）－３ｂ　リサイクル技術の種類※乾式、湿式、ダイレクトリサイクル等の技術の種類について、採用する方式を記載ください。（３）－３ｃ　メタルの回収率・回収量、リサイクル材の利用可能量●●％、●●トン／年（蓄電池相当　●●ＧＷｈ／年）※メタルの回収率は、金属単体換算で計算ください。※本計画により生産されたリサイクル材を利用することにより製造が可能となる蓄電池の生産量の見通しについても記載ください。（３）－３ｄ　リサイクル材の製造コスト※リサイクル材の製造コストとバージン材の価格との差について記載ください。（３）－３ｅ　リサイクル原材料の調達方針※製造工程で生じる工程端材や不良品、ブラックマス等の調達先、調達時に許容するブラックマスの品位（不純物の含有割合）や有機溶媒の残存の程度、調達価格、調達期間等の方針について記載ください。**＜技術開発を実施する場合は、以下について記入下さい＞**（３）－４　〇〇（品目名）の技術開発（３）－４ａ　申請する技術開発投資の目的（該当するもの全てにチェック）☐ ①技術的な優位性又は不可欠性を確立するために行う技術開発投資☐ ②製造工程の脱炭素化を図るために行う技術開発投資☐ ③デジタル技術を活用し製造工程のデータ管理や生産性向上を図るために行う技術開発投資（３）－４ｂ　取り組む課題※生産工程の生産性向上、生産する製品の性能向上、生産に使用する資源のリスクマネジメント、生産する製品の市場投入などにおける課題を具体的に記載ください。（３）－４ｃ　技術開発の概要：※従来の技術との相違点、技術開発成果の適用先及び成果により期待される効果についても記載ください。※実施する技術開発が、（３）－４ａで選択した目的を達成するものであることについても、詳細に記載ください。（３）－４ｄ　技術開発目標：※可能な限り定量的な目標設定を行った上で、具体的に記載ください。（３）－４ｅ　技術開発の実施方法（導入する機械装置の概要を含む）（３）－４ｆ　必要金額：　●●百万円（３）－４ｇ　技術開発の成果をもとに行う設備投資の内容・設備投資の時期：　●●年・技術開発終了の時期：　●●年●月・設備への技術開発の成果の実装の時期：　●●年●月・投資場所（国及び地域）：・投資規模：当該設備投資による○○（品目目）の生産能力（蓄電池相当）　●●ＧＷｈ／年（　●●単位／年）当該設備投資による廃電池（パック）換算での処理量：　●●トン／年・その他投資概要：※「投資規模」は、申請するものに該当する部分を記載ください。蓄電池部素材・蓄電池製造装置に関する設備投資を行う場合には、蓄電池相当で換算した場合の生産能力（ＧＷｈ／年）に加えて、従来の単位（例：台、式、ｔ　等）を用いた場合の年間生産能力についても併記すること。リサイクル材を生産する場合、車載用若しくは定置用の廃リチウムイオン電池又はその処理物や工程端材等の処理が可能な設備の能力を記載すること。※「①技術的な優位性又は不可欠性を確立するために行う技術開発投資」は、グローバルな事業活動のベースとなる、競争力を持つ最先端の製造基盤確立のための技術開発・実証を行うものを指します。従って、この場合、「その他投資概要」に、当該技術開発の成果を軸とした海外展開の戦略の内容と、貴社としての海外展開の位置付け（例えば中期経営計画で位置付けられている等、経営層も含めた方針となっている旨の説明）を記載ください。なお、海外展開の位置付けを確認できる書類も併せて提出ください。本項目に記載の海外展開の戦略が履行できない場合は、助成金の返還等が求められる場合があります。※生産基盤の整備を行わず、技術開発のみを実施する場合は、技術開発を開始してから３年以内に当該技術開発の成果をもとに、「第２節安定供給確保の目標」（２）①に定める規模以上の生産を行うための生産施設・生産設備の導入を行う旨を意思表明したものを対象とするため、ご注意ください。なお、この条件を履行できない場合は、助成金の返還等が求められる場合があります。 |

（注）必要金額の積算（総額及び年度ごとのもの）や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類を含め、各項目の詳細を説明する書類を提出すること（例：施設の整備等に関する取組については土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等。設備の導入等に関する取組については設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる書類、導入する設備の一覧等）。

（４）　取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組番号

（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  調達方法費用 | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 助成金 | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
| 取組に必要な資金の合計額 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「助成金」には国・地方公共団体から直接又は間接的に支給される助成金による調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「助成金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注２）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注３）（５）において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。

（注４）複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組番号」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

（注５）計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

（５）　期待する支援措置

実施予定の取組番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援措置 | 希望する | 希望しない |
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） |  |  |
| 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例 |  |  |
| 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例 |  |  |
| 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付 |  |  |
| 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給 | － | － |

（注１）該当する欄に「○」を記載すること。

（注２）「安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付」を希望する場合には、民間企業のみでは投資判断が真に困難な計画であることを定量的に示す資料を提出すること（例：本計画が、助成金の交付を前提としない場合には、投資計画の IRR（internal rate of return：内部利益率）や投資回収期間が投資判断に至る水準には達しないなど、民間企業のみでは経済性の確保が困難な計画だと示す）

６　取組の実施体制

|  |
| --- |
| （実施体制図）（例）※主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図示するとともに、経営層の責任のもと、計画を継続的に実施する体制として十分と考えられる理由を記載してください。 |
| （取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況）技術情報へのアクセス制限等に関する規程や、情報の取り扱いや知財管理に関する規程の整備状況、またこれらに関する取組の内容等について記載ください。 |
| （その他経営体制等に関する状況）（注４）（例）・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、○○○○等の体制を構築し、又はそれに準ずる取組を実施している。経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第12条の規定に基づく認定供給確保計画の実施状況報告書において、技術流出防止措置の実施状況について報告する。また以下の場合にあっては、○○が直ちに経済産業省電池産業課に報告を行うこととしている。①当社又は当社の取引先を通じ、コア技術等に関する情報について、漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生したこと又はそのおそれがあることを知った場合②当社又はその役員若しくは従業員が、認定を受けた供給確保計画において実施すべきこととされている技術流出防止措置を適切に講じていないことを知ったとき③当社とのNDAを締結している取引先又はその役員若しくは従業員が、当該NDAにより実施すべきこととされている技術流出防止措置を適切に講じていないことを知ったとき |

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載するとともに、この体制で必要十分と考える理由を記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

（注３）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注４）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）及びコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況についても記載すること。

７　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 確保措置の内容 |
| サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備 | □現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 |
| 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守 | □外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。 |
| 事業継続計画の策定 | □ＢＣＰを策定している。 |
| 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築 | □本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。（具体的な措置）※自由記載 |
| 特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況 | （例）* サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。
 |
| 取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況 | （例）* サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（ＩＰＡ）や脆弱性診断の結果等を踏まえ、〇〇、〇〇、〇〇等の対策を講じている。
 |
| その他取組方針への適合性に関する事項（注３） | （例）＜取組方針第３章第２節（３）人材確保・育成　に関する取組＞別紙１－１（別紙１－２）参照※別紙１－１又は別紙１－２に記載の上ご提出ください。＜取組方針同節（４）国内の蓄電池サプライチェーン強靱化・国内経済への寄与　に関する取組＞別紙１－１（別紙１－２）参照※別紙１－１又は別紙１－２に記載の上ご提出ください。＜取組方針同節（５）脱炭素及び成長市場への対応　に関する取組＞別紙２及び別紙３参照※別紙２及び別紙３に記載の上ご提出ください。＜取組方針第３章第３節（５）蓄電システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティの確保に関する取組＞別紙４参照※別紙４に記載の上ご提出ください。 |

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注３）本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第３章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

８　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

|  |  |
| --- | --- |
| ・需給ひっ迫時の対応 | □平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の供給等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。（具体的な措置）様式第一　添付書類３を参照様式第一　添付書類３に、具体的な措置の内容を記載ください。 |
| ・供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発 | □取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。（具体的な措置）様式第一　添付書類３を参照様式第一　添付書類３に、具体的な措置の内容を記載ください。 |

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）令第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあっては、「需給ひっ迫時の対応」の記載は要さない。

９　免許等の取得又は申請の状況

|  |
| --- |
|  |

1. 取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。
2. 免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１０　申請を行う事業者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

|  |
| --- |
|  |

（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| １－(１) | 定款の写し又はこれに準ずるもの |
| １－(２) | 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合） |
| ２－(１) | 最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの |
| ２－(２) | 貸借対照表又はこれに準ずるもの |
| ２－(３) | 損益計算書又はこれに準ずるもの |
| ３ | 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類 |
| ４ | 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第２条第２項第４号に掲げる書類 |
| ５ | ＢＣＰの概要（任意） |

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。